

- 1 日時 令和6年11月27日（水）
午後1時30分～午後2時15分
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 議案 (1) 特定農地貸付けの承認申請について
- 4 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処理について
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出専決処理について
(3) 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書専決処理について
- 5 その他 (1) 農地パトロール（利用状況調査）の調査結果とその対応について
(2) 各地区農業者と運営協議会委員との意見交換会結果について
- 6 出席委員 1 榎本 喜志郎 2 榎原 靖彦 3 角田 和子
5 西 盛 6 西川 聡志 7 吉田 俊之
8 下井 繁 9 橋本 家平 10 川上 光男
11 島中 秀樹 12 田口 末次 13 辻本 忠正
14 前田 義昭 15 水田 和真 16 山本 元治
(15 名)
- 7 欠席委員 4 奥 祐次 (1 名)

議長

皆様、こんにちは。
お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ただ今から、令和6年度 第8回農業委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、現在の出席委員は15名で、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、本委員会は成立します。

本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただいてご異議ございませんか。

一同
議長

（異議なし）
異議なしとの事でございますので、角田委員、西委員にお願いいたします。

それでは、案件に進ませていただきます。

議案第1号 特定農地貸付けの承認申請について説明願います。

事務局
議長

（議案1 整理番号1を説明）

ただ今の件に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。

水田委員

これまで、農園利用方式を使ってから、特定農地貸付けの申請手続きをしたのは初めてですか。

事務局	農園利用方式をされているところで、特定農地貸付けに切り替えるというのは、今回が初めてです。 自分で耕作されていた生産緑地を、特定農地貸付法に基づいて市民農園にしたというのは、過去に1例あります。
水田委員	今後、このような審議が増えてくる可能性があるということですか。
事務局	その可能性はあります。
水田委員	今までの市民農園では利用料という形ですが、特定農地貸付けになった場合は貸付料になると思いますが、貸付になることで、利用者が好き勝手に植えたりしないように、貸付規程である程度制限をかけて、今までの農園利用方式と同等の利用ができるようにするという理解でよろしいですか。
事務局	はい。実際に利用者が利用するに当たって、何か変わるということはありません。貸付規程に基づいて、今までどおりできるようにになります。
議長	他にご意見、ご質問はございますか。 質問等がないようでございますので、お諮りします。 議案第1号 特定農地貸付けの承認申請について、承認することにご異議ございませんか。
一同	(異議なし)
議長	議案第1号 特定農地貸付けの承認申請については、異議なしと認め承認します。
議長	それでは、次の案件に進ませていただきます。 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処理についてから、報告第3号 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書専決処理についてまで、報告願います。
事務局	(報告1 整理番号16を説明)
事務局	奥委員から、届出地の現在の状況は、果樹が植えられており、周囲の状況は、東及び西側は住宅、南側は農地、北側は道路との報告を受けています。
事務局	(報告2 整理番号4を説明)
角田委員	届出地の現在の状況は、工場の敷地内にあり、建物が建てられています。
事務局	(報告3 整理番号1を説明)
辻本委員	現地の状況は、農地として貸付けされており、枝豆、オクラ等の野菜と花を栽培されています。
議長	現地の実態調査をしていただきました委員各位におかれましては、ご苦勞様でございました。 今までの報告に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。
一同	(質問なし)
議長	質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。
事務局	その他(1) 農地パトロール(利用状況調査)の調査結果とその対応について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料1に基づき説明)

議長	ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。
一同	(質問なし)
議長	質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。
	その他(2) 各地区農業者と運営協議会委員との意見交換会結果について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(資料2に基づき説明)
議長	ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。
橋本委員	市が実施している市民農園について、以前の500㎡以上という要件から300㎡に緩和しているとありますが、市民農園は300㎡以上ないと申請できないのですか。
事務局	申請できません。
橋本委員	これは、生産緑地が500㎡以上から300㎡以上になったこととリンクした形で300㎡以上になったということですか。
事務局	はい。そうです。
橋本委員	隣接する農地でも300㎡以上あればよいのですか。
事務局	はい。筆が分かれていても、一体で何平米あるのかということですよ。
議長	他にご意見、ご質問はございますか。
一同	(質問なし)
議長	質問がないようですので、事務局他にありませんか。
事務局	(連絡事項)
議長	ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。
一同	(質問なし)
議長	質問がないようでございますので、本日の案件は終了しました。
議長	これをもちまして、本日の委員会は閉会いたします。 次回、令和6年度、第9回農業委員会は、令和6年12月25日、水曜日に特別会議室で行う予定です。 開催時刻は、午後1時30分からです。 皆様お疲れ様でございました。

吹田市農業委員会会議規則第10条第2項の規定によりここに署名する。

会長

委員

委員